



ひだかインフォメーション

市役所へのご連絡は
☎ 989-2111 FAX 989-2316

ホームページアドレス
<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

お知らせ



子ども医療費支給制度

中学3年生までの子どもの医療費の一部を助成しています。
登録手続き 助成を受けるには登録の手続きが必要です。出生・転入日の翌日から数えて15日以内に子育て応援課へ登録に必要なもの、保護者の身分証明書、保護者・子どものマイナンバー(個人番号)カードもしくはマイナンバー(個人番号)通知カード、子どもの健康保険証、保護者名義の振込先の口座番号
※住所、健康保険、振込口座や保護者等に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

受給方法 次のいずれかの方法で受給できます

◆受給資格証(水色)と健康保険証を日高市・飯能市の医療機関窓口に提示すると、保険診療による一部負担金の窓口での支払いがなくなります。

◆次のいずれかの場合は、医療機関窓口にて医療費を支払った後、「子ども医療費支給申請書」に医療機関ごと、子どもごと、加入健康保険ごとに1か月分の領収書を添付し、受診した月の翌月以降に提出してください。

○日高市・飯能市以外の医療機関で受診したとき

○窓口を受給資格証を提示しなかったとき

○1つの医療機関で1か月に2万1000円以上の一部負担金を支払ったとき

○日高市・飯能市で、この制度を取り扱わない医療機関で受診したとき

※幼稚園、保育所(園)、学校の管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象となる場合は、子ども医療費では支給できません。

申請場所 子育て応援課(郵送可)、各出張所、保健相談センター

※3月で中学校を卒業した人の受給資格証は、左記または出張

所へ返却してください。

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

児童扶養手当および特別児童扶養手当額

児童扶養手当および特別児童扶養手当の額は、物価の変動に応じて改定されます。

令和3年4月分から各手当の月額は次のとおりです。

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

■児童扶養手当の支給額(月額) 令和3年4月分から(前年と同額)

子どもの人数	全額支給	一部支給
1人の場合	4万3,160円	4万3,150円～1万180円
2人目加算額	1万190円	1万180円～5,100円
3人目以降加算額	6,110円	6,100円～3,060円

■特別児童扶養手当の支給額(月額) 令和3年4月分から(前年と同額)

	1級	2級
特別児童扶養手当(月額)	5万2,500円	3万4,970円

4月6日から15日までは春の全国交通安全運動期間です

一人一人が、交通ルールを守り、交通事故に遭わない、交通事故を起こさないよう注意しましょう。

歩行者保護の日・飲酒運転根絶の日 4月8日(木)

自転車安全利用の日・交通事故死ゼロを目指す日 4月9日(金)

問い合わせ 危機管理課交通安全・防犯担当



心身障がい児通学奨励費補助金を交付します

心身障がい児通学奨励費補助金を交付しています。該当する人は、左記へ申請してください。

対象 特別支援学校に通学している児童(平成15年4月2日以降生まれ)を養育している保護者

補助金額 児童1人につき月額3000円

※申請月分から、7月、11月、3月に4か月分ずつ指定口座に振り込みます。

持ち物 在学証明書(生徒手帳

の写し不可)、振込先の通帳
問い合わせ 障がい福祉課障がい福祉担当(1階⑧番窓口)

都市再生特別措置法等の法律が改正されました

安全で魅力的なまちづくりを推進するため、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第43号)が令和2年6月10日に公布されました。今般、改正法のうち災害リスクの高い区域における開発抑制に係る部分の施行期日を定めるとともに、法改正に関連した都市再生特別措置法施行令および都市計画法施行令の改正が行われました。

この改正により、令和4年4月1日から都市計画法第34条第11号区域に指定されている土地の内、土砂災害警戒区域に該当する土地については除外されることとなります。また、土砂災害特別警戒区域に該当する土地では、自己居住用の住宅以外での開発は原則禁止となります。
問い合わせ 都市計画課建築指導・開発指導担当



特別弔慰金の手続きは お済みですか

戦没者等遺族に対する特別弔慰金(第11回特別弔慰金)を受けるためには、請求手続きが必要です。請求期限を過ぎると特別弔慰金を受け取ることができなくなります。まだ手続きをしていない人は、早めの請求手続きをお願いします。

支給対象 令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいない場合に、次の順番で戦没者死亡当時の遺族1人

特別弔慰金支給の順番

①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖母(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件により、順番が入れ替わります。

④①③以外の戦没者等の三親等以内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容 額面25万円(年額5

万円の5年償還の記名国債)

請求期間 令和5年3月31日(金)まで

問い合わせ 生活福祉課地域福祉担当(1階10番窓口)



子どものインターネット トラブルを防ぐために

多くの子どもたちがSNSやオンラインゲームを利用するようになっていきます。新入学、新学期は、子どもたちが初めてスマートフォン等を手にする時期でもあります。長時間の利用による生活習慣の乱れや不適切な利用によって、他人のプライバ

シーを侵害してしまったり、犯罪の被害者や加害者となるケースもあります。

子どもがインターネットを利用した犯罪やトラブルに巻き込まれないよう注意しましょう。○家族で話し合ってインターネット利用のルールを決めましょう。

○積極的にフィルタリングを利用しましょう。

問い合わせ 生涯学習課生涯学習担当

第2弾マンホールカードを配布します

開始日 4月25日(日)

配布時間 午前8時30分～午後4時(年末年始を除く)

配布場所 巾着田管理事務所

問い合わせ 下水道課工務担当

☎989-2771



©埼玉県消費生活課

消費者被害に遭わないよう気を付けましょう。

消費者ホットライン

☎188(いやや)

問い合わせ

日高市消費生活相談センター

☎989-2111

令和3年度の国民年金保険料

ね・ん・き・ん

ミニ知識

保険年金課

国民年金・医療費担当

4月からの令和3年度国民年金保険料は、月額1万6,610円です。

前納すると割引があります

令和3年度の保険料1年分(4月分～4年3月分)を現金払いで前納すると3,540円の割引となり、6か月分(4月～9月分または10月～4年3月分)を現金払いで前納すると810円の割引となります。

利用する人は、日本年金機構から4月上旬に送付される納付書の中に、1年分前納や6か月分前納の納付書も入っていますので、4月30日(金)までに納めてください。

2年前納の現金払いもお得です

2年分(4月～5年3月分)を現金払いで前納すると1万4,590円の割引となります。この納付書は4月上旬に送付されないため、希望する人は4月中旬までに下記へお申し出ください。

問い合わせ 所沢年金事務所

☎04-2998-0170

